

案件名	オーベル浦和レジデンス	
議題	駐輪場増設に伴う、緑地面積の減少について	
日時	2018年1月24日(水) 10:00~10:30	出席者(役職・敬称略/○印作成者) さいたま市中央区役所 都市・公園管理課 西川 大成有楽 ○須内
場所	さいたま市中央区役所	
<p>1. 駐輪場増設に伴う、緑地面積の減少について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存図、レイアウト検討図を基に駐輪場増設を検討している旨を説明。またそれに伴い、緑地面積が減少する旨を説明。(須内)</li> <li>・ さいたま市みどりの条例より、商業地域は敷地面積の5%の緑地面積が必要とある。駐輪場増設に伴い緑地面積を減らしても、5%以上は確保できる旨を説明。(須内)</li> <li>・ どのような届出が必要となるか?(須内)</li> </ul> <p>→ さいたま市中央区回答  <u>確認申請を提出する場合は、緑化推進協議のやり直しが必要。(変更協議でなく、やり直し)</u>  <u>さいたま市による工事完了後検査も実施する。</u>  <u>さいたま市として、既存物件における緑化協議を緩和する方針はあるが、時期は未定。早くて4月以降。</u></p> <p><u>確認申請を提出しない場合は、緑地面積を減らしたとしても、協議・届出は不要である。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>		

